



大船渡労働基準署 ニュース



早春の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

暦の上では春を迎えています。まだまだ寒い日が続いております。新型コロナウイルスもオミクロン株に変異し猛威を振るっており、引き続き感染対策を徹底していきいたいところです。

さて、労働災害発生状況ですが、この時期は昨年1年間の件数と今年に入ってからの件数がそれぞれ集計されており、当署管内の昨年1年間の労働災害発生件数(休業4日以上)は令和4年1月末日の速報値で77件と前年より6件減少しており、県内7か所の監督署の中で最も少なくなっております。また、同様に今年1月の件数も最も少ない4件となっております。それぞれ事業場数や労働者数等の違いはありますが、県内最少というのは胸を張っていいことだと思います。これもひとえに皆様方の日頃の取り組みの成果だと思っています。県内最少がいつまでも続くよう引き続き継続した労働災害防止活動の取り組みをお願いいたします。ご安全に!

◆36協定の届出について

令和3年4月1日から、36協定の様式が新しくなり、届出にあたって押印が不要となっております。新様式では、労働者代表を記載する欄の下に、以下のようなチェックボックス欄が2つ追加されていますので、届出の前にこのチェックボックスにチェックがあるか確認してください(1年単位変形制の届出様式にも同じチェックボックスが追加されています)。

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
(チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

新様式では、届出に当たっての署名・押印は必要ないこととなっておりますが、**協定届が協定書を兼ねる場合(届出いただく協定届以外に協定書を作成しない場合)は、労使が内容を確認して協定したということが明らかとなるように、これまで通り署名・押印のいずれかが必要**ということになりますのでご注意ください。

作成に当たっては、「スタートアップ労働条件」というホームページに、必要項目を入力することで作成できるツールがありますので、ぜひ利用してみてください。

また、電子申請という届出方法もあります。電子申請を利用する場合は、「e-Gov電子申請」というホームページから手続きすることとなります。

3月は36協定の届出件数が1年で最も多い月となり、みなさまの中にも3月に届け出るために準備をしている方が多いのではないかと思いますので、届出の前に様式の確認をお願いします。



事業場のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件

WEB診断

CHECK 労働条件を診断する

- 労務管理・安全衛生管理 WEB診断
- 働き方改革関連法 セルフチェック

CREATE 届出書・就業規則を作成する

- 36協定届・1年単位の変形労働時間制に関する届出 作成支援ツール
- 就業規則作成 支援ツール

◆次年度を職場のみんなが安全で健康に仕事するために！！

～今年度の反省と次年度に向けた計画を～

①職場としては「年間安全衛生管理計画の作成」などを

3月は年度の最終月であり、次年度をスムーズに迎えて1年間の各種取組を適切に進めていくために準備をすべき時期でもあります。

安全衛生管理についても同様で、管理を効率的かつ効果的、そして必要な管理を漏れなく進めるためには、管理の計画を立てることが大切で、そのためには、今年度の実績など(労働災害の状況や活動実績など)を評価することも重要です。

法令の中でも安全衛生委員会の審議事項として「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。」があります。(左記対象事業場以外でも同様の取組みが望まれます。)

事業場として、組織的な管理が適切に行われるよう、計画の作成などをお願いします。



事業場安全衛生計画	
名称	
作成日	
作成者	
承認者	
承認日	
備考	

②「安全決意宣言」

岩手労働局から発信している県内の統一取組として「安全決意宣言」という取組があります。

各自の安全衛生に関する決意を用紙に書き、これを職場内に掲示するものです。

日本人は、自分で書いたものは守ろうとする良い特徴があります。この特徴を利用した面白い取組です。目では見えない心の面も見える化できますし、多くの枚数を掲示すると管理徹底に向けた迫力も感じることできます。ぜひ取り組んでみてください。



◆労働災害の発生状況のお知らせ

◆令和4年1月末現在速報値

※ 休業見込4日以上労働災害の件数です

【業種別】			
	3年		前年同期比
製造業	12人	人	- 10人
建設業	23人	人	+ 4人 (+④)
運輸交通業	10人	人	+ 4人
林業	8人	人	+ 3人 (+③)
畜産水産業	4人	人	+ 1人
商業	4人	人	- 6人
通信業	0人	人	- 2人
保健衛生業	9人	人	+ 1人
接客娯楽業	0人	人	- 4人
その他業種	7人	人	+ 3人 (+③)
合計	77人	人	- 6人 (-⑥)

※令和3年統計は、令和4年3月末で確定予定です

【業種別】			
	4年		前年同期比
製造業	1人	人	- 1人
建設業	3人	人	+ 2人
運輸交通業	人	人	人
林業	人	人	人
畜産水産業	人	人	人
商業	人	人	- 1人
通信業	人	人	人
保健衛生業	人	人	- 1人
接客娯楽業	人	人	人
その他業種	人	人	- 1人
合計	4人	人	- 2人

令和3年は過去2番目に少ない労働災害の件数になる見込みですが、死亡災害は複数発生し、重篤な労働災害も多数発生しました。気仙地域の皆様には、お仕事をする中で、安全衛生管理に対しても引き続きあるいは強化して取り組みながらお仕事を願います。

◆最近の災害事例

＜災害事例＞ 木造平屋住宅兼店舗の新築工事の屋根葺き作業で、午後休憩後の作業再開のため屋根上を移動中に、屋根上で滑り、建物周囲にある足場の側面ネットを破って屋根先から3.5m下の地面に墜落した。意識不明。軒が無い建物だが、軒がある建物時と同様に考えたまま一側足場で設置し、手すり位置が屋根先から離れていた。また、手すりが無い範囲のネットを突き破った。(脳挫創)

＜災害事例＞ 一般住宅の浄化槽設置工事での排水配管の掘削中、ミニドラグショベルが傾き、共に横転することを避けて雪の中に飛び降りたが、背中を凍っていた雪に強打した。(腰部骨折)

＜災害事例＞ 転倒災害① 床に落ちていたワカメを踏んで仰向けに転倒した(腓骨骨折)。

＜災害事例＞ 水産食料品製造工場において、バンドソーを使用して魚の切り落とし作業中、バンドソーの台上に除去済みの魚の頭部が残っていたため、これを取り除こうと右手で押し払ったところ、指がバンドソーの刃に触れてしまった。(指切創)

＜災害事例＞ 鉄工所において、バンドソーに加工材数本を重ねてセットし、バイス(材を固定するもの)が油圧でゆっくり移動してくるまで左手で加工材を抑えていたが、加工材同士の間指が入っており、加工材が固定されたと同時に驚いてとっさに指を抜いたところ指先の肉を削いでしまった。(指剥脱損傷)

転倒災害② 駐車場の雪かき中に滑って転倒した(足首骨折)。

◆建設業では重点事項を踏まえた現場管理をお願いします

労働災害の多発が懸念される冬季、特に年末年始における労働災害防止に向け、「いわて年末年始無災害運動」期間中である令和3年12月1日から同月17日まで、県内7労働基準監督署が一斉に建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

この結果、86現場中、45現場(52.3%)で法違反が認められました。

違反が多かった内容をもとにして、令和4年2月8日付で、岩手労働局長から発注機関・建設業関係団体(96団体)に対し、今後の労働災害防止対策と過重労働による健康障害(過労死等)の防止に向けた取組として右記6項目の重点事項の徹底が要請されました。

気仙地域の建設工事関係者の皆様もよろしくをお願いします。

建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項

- ① 元方事業者、注文者の下請事業者に対する指導等の徹底
- ② 墜落防止措置の徹底
- ③ 建設機械による災害防止対策の徹底
- ④ 作業主任者の選任と職務の励行
- ⑤ 安全意識の高揚
- ⑥ 過重労働による健康障害(過労死等)の防止

◆無災害の場合には表彰を受けられる申請制度もあります

労働災害ゼロが長期間継続した場合に、事業場自らの申請により、表彰を受けられる制度があります。(1)「無災害記録証申請」と(2)「建設事業無災害記録表彰申請」の2種類です。

(1)はさらに①岩手労働局版表彰(労働者数100人以下かつ一定の業種)と②厚生労働省版表彰があり、それぞれ基準時間が大きく異なります。また、両表彰ともに、第1種基準時間から5割増しごとで、第5種表彰までが設定されています。右表は①の基準時間です。

(2)表彰は、一定規模以上の工事(労災保険料の額が190万円以上の工事)を全工期無災害で竣工した場合に対象となるものです。

年度末となり、多くの工事が竣工したり、事業場では年度末を区切りでゼロ災の継続日数を確認することもあると思われます。

該当しそうで興味がありましたら、岩手労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。なお、申請書は岩手労働局のホームページからダウンロードできます。



第1種無災害記録時間数

業種	種別	標準時間数
金属製品製造業		250,000
繊維工業		470,000
衣類その他の繊維製品製造業		500,000
木材製製品製造業		130,000
家具・装具製品製造業		180,000
パルプ・紙・紙加工品製造業		280,000
印刷・製本業		400,000
化学工業		410,000
窯業土石製品製造業		250,000
鉄鋼業		370,000
非鉄金属製造業		380,000
金属製品製造業		190,000
一般機械器具製造業		260,000
電気機械器具製造業		500,000
輸送用機械器具製造業		330,000
電気・ガス・水道業		500,000
その他の製造業		140,000
土石採取業		110,000
建設業		240,000
鉄道・軌道・水運・航空業		500,000
運送旅客運送業		250,000
運送貨物運送業		190,000
その他の運輸交通業		500,000
操上貨物取扱業		100,000
漁業		50,000
林業		50,000